

飼養衛生管理基準に関する調査へのご協力をお願い

2018年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、野生イノシシの感染拡大で終息の目途が立たず、ワクチン接種地域も拡大しこれに伴い種豚、精液、肥育素豚の供給・移動にも大きな影響を及ぼしています。

農林水産省では令和2年7月に「飼養衛生管理基準」を改正し、令和3年3月末までに基準の全てを満たすように定めています。これを受けて農場では都道府県や関連団体等の協力を得て飼養衛生管理基準を遵守すべく対応し、これまで以上に衛生管理の徹底のために多くの時間と労力・経費を費やして国産豚肉生産のための防疫やワクチン接種等を行っています。しかし、ワクチン接種農場での豚熱発生に伴い、飼養衛生管理基準の徹底が不十分ではないかと指摘もされています。

飼養衛生管理基準は、生産を維持し続けるための豚熱等疾病対策の指標です。改正後の飼養衛生管理基準が完全施行される3月末を前にして皆様の基準に対する対応状況とご意見、更にはもし基準の徹底ができない場合はその理由等をお聞かせください。今回の調査を通して、飼養衛生管理基準の周知と共に状況を確認したうえで課題を共有し、少しでも養豚経営に関するサポートができればと思っております。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解のうえご協力をお願い申し上げます。調査票につきましても、**令和3年5月10日（月）まで**に下記のURLよりご回答頂くか、本紙にご記入の上、同封の返信用封筒にてご投函をお願いいたします。

なお、調査票に記入頂いた個人情報は、本会「個人情報保護規定」により厳重に管理し個人の情報を公表することはありません。

調査の結果については、全国集計、地域別集計し報告書等で公表するとともに、集計結果は皆様方の経営安定のための施策等に反映させていただきます。

【同封内容】

- ・調査票（基本情報、飼養衛生管理基準の取り組みについて、豚熱ワクチン接種に関する質問）
- ・飼養衛生管理基準ガイドブック
- ・返信用封筒（回答は同封の返信用封筒による郵送、FAX、メール及びWEBによりご対応お願いいたします）

<ネットでのご回答の場合、紙のアンケートより短時間で回答が可能です>

右のQRコード・下記URLからご回答をお願いします。

※回答時間は15分ほどです。1度始めると一時保存ができませんので、時間に余裕がある際にご回答ください。

<https://questant.jp/q/JPPA2020eisei>



■この調査は「飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化推進事業（JRA畜産振興事業）」により行います

問合せ先：（一社）日本養豚協会（JPPA）

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-27-15

TEL:03-3370-5473 FAX:03-3370-7937

担当：海老原（t.ebihara@pig-pins.com）

(事務局記入欄)

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

飼養衛生管理基準に関する調査

< ネットでのご回答の場合、紙のアンケートより短時間で回答が可能です >

右のQRコード・下記URLからご回答をお願いします。

※回答時間は15分ほどです。1度始めると一時保存ができませんので、時間に余裕がある際にご回答ください。

<https://questant.jp/q/JPPA2020eisei>



<調査票に関して>

集計は地域単位でまとめさせていただきますので、個人情報等については一切公表いたしません。(個人情報欄は“任意”の回答といたします)ので、それ以外に調査項目については回答にご協力頂けましたら幸いです。

基本情報 (都道府県情報以外は任意)

農場所在地 (必須)	都 道 府 県		
農場住所 (任意)	〒	市 区 郡 町 村	
フリガナ		フリガナ	
農場名・法人名等 (任意)		経営者名 (任意)	

経営体の情報

Q1. 現在の経営形態をお知らせください。(○はひとつ)

1. 個人経営 (家族労働主体)
2. 法人経営 (農事組合法人・有限会社・株式会社)
3. 上記以外の法人経営 (具体的に :)
4. 農業協同組合法人 (農協等) の直営養豚場
5. その他 (都道府県、公益法人、学校法人等上記1から4以外)

Q2. 現在の経営タイプをお知らせください。(○はひとつ)

1. 肉豚生産経営（一貫生産）
2. 肉豚生産経営（肥育生産）
3. 繁殖経営（子豚販売）
4. 種豚場

農場規模の情報

Q3. 現在の飼育頭数及び年間出荷頭数をお知らせください。(該当する場所に頭数を記入)

1. 一貫生産（母豚数）.....		頭
2. 肥育生産（肥育豚数）.....		頭
3. 年間出荷頭数.....		頭

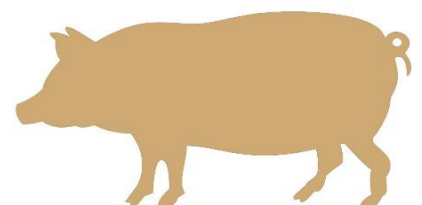
Q4. 現在の飼育形態をお知らせください。(○はいくつでも)

1. ウインドレス型豚舎
2. セミウインドレス型豚舎
3. 開放型豚舎
4. 放牧
5. その他の形態（ ）

Q5. お使いになっている飼料をお知らせください。(○はいくつでも)

1. 配合飼料
2. 自家配合飼料
3. エコフィード利用（加熱処理が不要な原料）
4. エコフィード利用（加熱処理が必要な原料）
5. その他（ ）

次のページへお進みください→



飼育衛生管理基準の取り組みに関して

飼育衛生管理基準の実施に関して、規定40項目の取り組み状況をお伺いします。

40項目は、飼養衛生管理基準ガイドブックに基づき作成しておりますので、項目についてはガイドブックをご参照ください。

以下の質問にご回答ください。

なお、飼養衛生管理基準は各農場や地域によって取り組み対応が異なり、取り組みが困難など支障等が発生しております。アンケートを通じて、取り組み状況、どのような支障や課題があるかを把握したく、回答にご協力をお願いいたします。

I.家畜防疫（防疫ルールの作成）

Q6. 家畜防疫に関して、各項目の実施状況をお知らせください。（各項目○はひとつ、自由回答）

回答は横方向へ

		取 り 組 ん で い る	課 題 が あ る 支 障 や	取 り 組 ん で い る	（ 取 組 備 前 中 ）	め な い （ 取 り 組 み ）	支障や課題、取り組んでいない理由など、その他ご意見
人	1	家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	1	2	3	4	
	2	農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている	1	2	3	4	
	3	自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	1	2	3	4	
	4	衛生管理記録の作成・保管	1	2	3	4	
	5	特定症状発見時の通報ルールの作成	1	2	3	4	
	6	管理獣医師又は診療施設を定めている	1	2	3	4	
	7	大臣指定地域 ^{※1} が指定された場合の取り組み内容の習熟	1	2	3	4	
飼育環境	8	衛生管理区域の設定	1	2	3	4	
	9	放牧制限の準備 （放牧をしていない場合は、無記入）	1	2	3	4	
	10	飼養規模にあった埋却地等の準備	1	2	3	4	
	11	衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	1	2	3	4	
家畜	12	密飼いの防止	1	2	3	4	

※1 家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、確認された家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、農林水産省告示で示す地域

Ⅱ.衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）

Q7. 衛生管理区域への病原体の侵入防止に関して、各項目の実施状況をお知らせください。（各項目○はひとつ、自由回答）

回答は横方向へ



		取り組んでいる	課題がある	取り組んでいる	（準備中）	めない（含む）	取らない（組んでいない）	支障や課題、取り組んでいない理由など、その他ご意見
人	13	衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	1	2	3	4		
	14	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルール作成	1	2	3	4		
	15	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	1	2	3	4		
	16	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	1	2	3	4		
物品	17	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	1	2	3	4		
	18	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成	1	2	3	4		
	19	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成	1	2	3	4		
	20	消毒等、飲用水の適切な処理	1	2	3	4		
	21	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している ※2	1	2	3	4		
	22	安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	1	2	3	4		
野生動物・家畜	23	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	1	2	3	4		
	24	家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	1	2	3	4		

※2.R3年4月からは、肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を原料とする場合は、90度以上60分以上の加熱処理が必要

Ⅲ.衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）

Q8. 衛生管理区域の衛生状態の確保に関して、各項目の実施状況をお知らせください。（各項目○はひとつ、自由回答）

回答は横方向へ



			取 り 組 ん で い る	課 題 が あ る	取 り 組 ん で い る	（ 取 組 前 中 ）	め な い （ 取 り 組 む ）	支 障 や 課 題 、 取 り 組 ん で い な い 理 由 な ど 、 そ の 他 ご 意 見
人	25	畜舎に立ち入る際の手指消毒等	1	2	3	4		
	26	畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用	1	2	3	4		
物 品	27	注射針、人工授精用器具等の定期的な清掃又は消毒	1	2	3	4		
	28	畜舎外での病原体による汚染防止	1	2	3	4		
野 生 動 物	29	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修善（大臣指定地域における放牧場への防鳥ネット・避難用設備の確保）	1	2	3	4		
	30	給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1	2	3	4		
	31	ネズミ及び害虫の駆除	1	2	3	4		
飼 育 環 境	32	衛生管理区域内の整理整頓（不要な資材の処分・除草等）及び定期的な消毒	1	2	3	4		
	33	定期的な畜舎等施設の清掃及び消毒	1	2	3	4		
家 畜	34	飼養豚の毎日の健康観察	1	2	3	4		

IV. 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外へ出さない）

Q9. 衛生管理区域からの病原体の散逸予防に関して、各項目の実施状況をお知らせください。（各項目○はひとつ、自由回答）

回答は横方向へ →			取 り 組 ん で い る	課 題 が あ る	取 り 組 ん で い る	（ 取 組 前 中 ）	め な い （ 取 り 組 む ）	取 り 組 ん で い る	支障や課題、取り組んでいない理由など、その他ご意見
人	35	出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	1	2	3	4			
物 品	36	適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	1	2	3	4			
	37	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	1	2	3	4			
家 畜	38	家畜の出荷又は移動時の健康観察	1	2	3	4			
	39	特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	1	2	3	4			
	40	特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解	1	2	3	4			

